

京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA規程

(平成26年4月1日理事長決定)

(平成29年7月13日一部改正)

(令和5年9月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第7条第2項の規定に基づき、京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA（以下「ギャラリー@KCUA」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ギャラリー@KCUAは、本学の教育・研究成果を広く市民へ還元するとともに、芸術文化創出の人材交流の場とし、国内外の様々な機関や地域との連携促進により、教育研究の振興を図ることを目的とする。

(館長)

第3条 ギャラリー@KCUAにギャラリー@KCUA長（以下「アクア長」という。）を置く。

2 アクア長は、学長の命を受け、ギャラリー@KCUA業務を掌理する。

3 アクア長の選考については、別に定める。

(委員会)

第4条 ギャラリー@KCUAに京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、ギャラリー@KCUAの運営に関する事項を審議する。

3 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、ギャラリー@KCUAの管理、利用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。